

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成20年3月13日(2008.3.13)

【公開番号】特開2006-352064(P2006-352064A)

【公開日】平成18年12月28日(2006.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2006-051

【出願番号】特願2005-379514(P2005-379514)

【国際特許分類】

H 01 L 33/00 (2006.01)

【F I】

H 01 L 33/00 N

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月29日(2008.1.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

封止部材と該封止部材にその一部が囲繞されている第1、第2及び第3のリードとを有し、前記第1のリードにLEDチップがマウントされ、前記第2のリードから前記LEDチップへワイヤが懸架され、

前記第1のリードの封止部材で囲繞される端部はLEDランプの中心に配置され、

前記第3のリードは前記LEDチップから電気的に独立した状態にあり、

前記第3のリードと前記第1又は第2のリードとが電気的なパスで結合され、前記第3のリードと該第3のリードへ前記パスにより結合されたリード以外のリードの端部がターミナルを形成する、

ことを特徴とするLEDランプ。

【請求項2】

前記パスは抵抗素子を有し、前記第1のリード又は第2のリードと前記第3のリードとの間に該抵抗素子が懸架されている、ことを特徴とする請求項1に記載のLEDランプ。

【請求項3】

請求項1に記載のLEDランプと、前記第1、第2及び第3のリードを収納するケース部が更に備えられ、該ケース部より前記ターミナルが突出することを特徴とするLEDランプ装置。

【請求項4】

前記ケース部内において、前記第1、第2及び第3のリードを用いて回路部が形成される、ことを特徴とする請求項3に記載のLEDランプ装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は上記の目的の少なくとも一つを達成するためになされたものである。即ち、

封止部材と該封止部材にその一部が囲繞されている第1、第2及び第3のリードとを有し、前記第1のリードにLEDチップがマウントされ、前記第2のリードから前記LED

チップヘワイヤが懸架され、

前記第1のリードの封止部材で囲繞される端部はLEDランプの中心に配置され、

前記第3のリードは前記LEDチップから電気的に独立した状態にあり、

前記第3のリードと前記第1又は第2のリードとが電気的なパスで結合され、前記第3のリードと該第3のリードへ前記パスにより結合されたリード以外のリードの端部がターミナルを形成する、

ことを特徴とするLEDランプである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

このように構成されたLEDランプによれば、3つのリードが備えられているので、これらリードを利用することにより回路部を構成することができる。特に第3のリードはLEDチップから独立しているので、回路部の設計自由度向上に寄与する。これにより、回路部を構成するために別途基板やメタル板を準備する必要がなくなる。よって、その製造が容易となり、安価なLEDランプ装置の提供が可能となる。

第3のリードはLEDチップへ直接接続されることはない。換言すれば、第3のリードはLEDチップから電気的に独立した状態にある。第3のリードと第1又は第2のリードとが電気的なパスで結合されて、第3のリードの端部と該第3のリードへ前記パスにより連結されたリード以外のリードの端部とでターミナルが構成される。このようにターミナルの一部をLEDチップに結合していない第3のリードに担わせることにより、LEDチップと直接接続しない回路を形成できる。これにより、当該第1のリードに搭載されたLEDチップに対する抵抗素子からの熱影響が防止される。

第1のリードの封止部材で囲繞される端部はLEDランプの中心に配置される。第1のリードにはLEDチップがマウントされており、LEDチップがLEDランプの光軸（中心）に配置されることとなる。